

令和7年度
(2025年度)

要 覧



長野県総合教育センター

〒399-0711 長野県塩尻市大字片丘字南唐沢 6342-4

電話 0263-53-8800 (代表) FAX 0263-51-1290

URL www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/

E-mail sogokyoiku@pref.nagano.lg.jp

総務部 53-8800 企画調査部 53-8802

教科教育部 53-8803 / (学校体育担当) 51-5400

教職教育部 53-8804

生徒指導・特別支援教育部 53-8833 / 53-8805

情報・産業教育部 53-8806 / 53-8807

目 次

目次

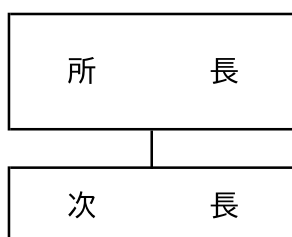
沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
組織・機構 歴代所長・・・・・・・・	2
運営の基本方針・・・・・・・・	3
事業の概要・・・・・・・・	3
1 研修・・・・・・・・	3
2 生徒実習・・・・・・・・	5
3 調査研究・・・・・・・・	5
4 教育情報の提供・・・・・・・・	6
5 教育相談・・・・・・・・	8
総合教育センター関連の条例・規則等・・・・・・・・	9
施設・設備・・・・・・・・	11
総合教育センター案内図	

沿革

長野県教育センター	長野県情報処理教育センター
	長野県産業教育センター
長野県総合教育センター	長野県生涯学習推進センター

昭和 37 年 11 月	県理化学会長から「理科教育センター設置に関する請願書」が提出され、12 月定例県議会で請願書を採択
昭和 40 年 4 月 1 日	長野県教育センター設置
昭和 48 年 11 月 1 日	長野県情報処理教育センター設置
昭和 56 年 3 月 20 日	長野県教育センター本館完成
昭和 60 年 4 月 1 日	長野県情報処理教育センターを長野県産業教育センターに改組
平成 8 年 3 月 25 日	長野県教育センター設置条例及び長野県産業教育センター設置条例を廃止
平成 8 年 4 月 1 日	長野県総合教育センター設置条例を制定 両センターを統合し、長野県総合教育センターを塩尻市に設置 長野県生涯学習推進センター開所
平成 10 年 10 月 1 日	教育情報ネットワーク運用開始
平成 10 年 11 月 10 日	総合教育センターホームページ開設
平成 11 年 5 月 20 日	インターネットでの教育情報の提供開始
平成 15 年 4 月 1 日	「特殊教育部」を「自律教育部」に改称
平成 16 年 4 月 1 日	「庶務部」を「総務部」に改称
平成 18 年 4 月 1 日	「自律教育部」と「生徒指導部」を「生徒指導・自律教育部」に統合
平成 18 年 11 月 1 日	「情報教育部」と「産業教育部」を「情報・産業教育部」に統合 「生徒指導・自律教育部」を「生徒指導・特別支援教育部」に改称
平成 19 年 4 月 1 日	長野県生涯学習推進センターを総合教育センターの付置機関とする
平成 24 年 4 月 1 日	「企画開発部」を「企画調査部」に改称
平成 25 年 2 月 22 日	第 1 回長野県総合教育センター研究発表会を開催
令和 6 年 4 月 1 日	長野県体育センターの廃止に伴い「教科教育部」に研修業務を引継

組織・機構



総務部	(1) 庶務及び会計 (2) 施設及び備品管理 (3) 他の部の所管に属さない業務
企画調査部	(1) 研修全般、調査研究に関する企画、調整 (2) 教育課題に関する調査研究 (3) 他の教育機関等との連絡調整 (4) 広報及び教育情報の収集、提供
教科教育部	(1) 教科、領域及び幼年教育に関する研修、調査研究 (2) 教育情報（教科、領域及び幼年教育等に関するもの）の収集及び提供 (3) 教職員の行う研修（教科、領域及び幼年教育等に関するもの）の専門的、技術的助言
教職教育部	(1) 管理職研修、初任者研修及び経験者研修の企画、運営 (2) 教育課題、学校力向上に関する研修、調査研究 (3) 指導改善研修及び再発防止研修の実施 (4) 教職員の行う研修（他部の所掌事務に属するものを除く）の専門的、技術的助言
生徒指導・特別支援教育部	(1) 生徒指導、特別支援教育及び教育相談に関する研修、調査研究 (2) 児童生徒の教育相談、教育相談に関する助言 (3) 教育情報（生徒指導、特別支援教育及び教育相談に関するもの）の収集及び提供 (4) 教職員の行う研修（生徒指導、特別支援教育及び教育相談に関するもの）の専門的、技術的助言
情報・産業教育部	(1) 情報教育、産業教育及び教育機器の整備活用に関する研修、調査研究 (2) 生徒実習、学習合宿、産業教育MIRAIフェアの企画、運営 (3) 教育情報の収集、提供 (4) 教職員の行う研修（情報教育、産業教育及び教育機器の整備活用に関するもの）の専門的、技術的助言

歴代所長

H 8.4～	初代	木下 俊佐
H10.4～	第二代	小宮山 修
H13.4～	第三代	小山 隆
H14.4～	第四代	長沼 善朗
H16.4～	事務取扱	小林 正佳
H16.5～	第五代	窪田 芳夫
H18.4～	第六代	畑中 和良
H19.4～	第七代	高山 吉富
H21.4～	第八代	野村 貫之
H23.4～	第九代	諏訪 繁範
H24.4～	第十代	三村 保
H26.4～	第十一代	青木 正幸
H27.4～	第十二代	三浦 章
H29.4～	第十三代	西條 浩章
H31.4～	第十四代	飯島 由美
R 3.4～	第十五代	宮崎 潤
R 5.4～	第十六代	浅井 秀俊
R 7.4～	第十七代	小口 雄策

運営の基本方針

長野県総合教育センター条例第2条に基づき、教育の充実を図ることを目的として、教育関係職員の研修及び生徒の実習を行うとともに、専門的、技術的事項の調査研究、情報の収集及び提供並びに教育相談を行う。



玄関前の石碑「磨かん共に」

事業の概要

1 研修

『個人と社会のウェルビーイングの実現 ～ 一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び ～』に向けて、教員の資質向上を図る研修や、専門的な知識・技能を習得する研修、及び教育課題を解決する力を育成する研修等を行う。

<研修事業体系>

長野県公立学校教育研修要綱による研修		その他の研修
指定研修	希望研修	
年齢、経験年数及び職能に応じてその資質の向上を図るために、教員を指定して実施する研修	教員として必要な基本的及び専門的な知識及び技能を習得するために、希望した教員に対して実施する研修	
初任者研修 キャリアアップ研修Ⅰ キャリアアップ研修Ⅱ※1 キャリアアップ研修Ⅲ 教頭研修 校長研修	学校力の向上を目指す研修 教科等教育研修※2 生徒指導研修 特別支援教育研修 情報教育研修 産業教育研修	長期研修(生徒指導・産業教育) 教職員研修会支援 指導改善研修 再発防止研修

※1 中堅教諭等資質向上研修に該当 ※2 学校体育研修を含む

(1) 指定研修

研修の区分	研修の対象者及び内容
初任者研修	新任教職員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる研修を実施する。
キャリアアップ研修Ⅰ	採用から5年目になる教諭等に対して、学級・学年経営、教科指導、生徒指導等に関わる専門的知識並びに技能の向上を図る研修を実施する。
キャリアアップ研修Ⅱ	採用から10年目になる教諭等に対して、視野の拡大及び専門性の向上を目指し、学校教育活動の中核として学校運営に関わる実践的な力を身に付ける研修を実施する。
キャリアアップ研修Ⅲ	採用から20年目になる教諭等に対して、専門性や人間性を高め、ミドルリーダーに求められる実践力の向上を図る研修を実施する。
校長・教頭研修	学校経営を円滑に行うために、管理職としての識見を高めるとともに、各校の教育理念に基づいた学校組織マネジメントの研修を実施する。

(2) 希望研修

学校力・学力の向上を目指す研修

◇カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントの理論と実践について学び、教師の授業力や教育活動の質の向上につなげる。

◇学校組織マネジメント

ミドルリーダーとして学校における役割を再確認し、より効率的に人や組織をつなぐことを目指す。

◇人権教育

人権教育の理論と実践を学び、授業づくり・学級づくりにつなげる。

◇キャリア教育

学習意欲の向上につながるキャリア教育の本質について学ぶ。

◇講師のための研修講座

教員として教育に携わるにあたり、基本に据えるべきことを理解し、指導の視点と姿勢を学ぶ。

◇教職員研修会サポート

研修講座を受講した教諭等が、自校で講師となって行う研修会をサポートする。

教科等教育研修

教師一人一人の日々の経験や他者から学ぶ現場の経験を大切にしながら、教師の強みや専門性を高め、主体的に学び続ける教師の姿につなげる。

◇授業改善

子供の姿を基に、ICT機器の活用もふまえながら、授業の課題の解決に向けて、講座の中で対話しながら学び合う。

◇教材研究

教科の本質を基に、魅力ある素材を見つけ出し、教材化について、講座の中で対話しながら学び合う。

生徒指導研修

◇教育相談・関係づくり

教育相談、子供と教師、子供同士の関係づくりなどの意義や方法について学び合う。

◇児童生徒理解と課題への対応

生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・対応、関係機関との連携など、組織的に対応するための実践力を身に付ける。

特別支援教育研修

◇特別支援教育の基礎・基本

特別支援学校、特別支援学級の教育課程や学級運営、授業づくりなど、基本的な事項について学び合う。

◇特性の理解と支援

発達障がいのある子供の特性について理解し、子供一人一人に合った学び方や支援の工夫について考える。

◇授業づくり

子供の特性に応じた指導内容や目標設定、教材・教具の工夫など、授業づくりについて実践事例や演習を通して学び合う。

◇専門性の向上

一人一人の多様な学びを支えるための指導・支援、関係機関等との連携について理解を深め、実践力を身に付ける。

情報教育研修

◇情報セキュリティ・モラル

情報資産の管理や取扱いの観点から、基礎的な課題や実践的な対処方法を学び合う。

◇ICTの活用

授業における効果的なICTの活用について学び合う。

◇教育DX

ICTを有効に活用して校務の効率化を図り、よりよい教育の実現について学び合う。

産業教育研修

◇産業教育に関する専門的な研修

産業に関する専門科目の基礎的・発展的な研修を通して、実践的な指導力を高める。

◇産業教育実践研修

20～30 日間にわたって、専門分野に関する研修を系統的に行い、専門性と指導力を高める。

◇産業教育教材探究

教科ごとにテーマを決めて研究を行い、授業実践を通して専門性と指導力を高める。

◇先端技術研修

企業や高等教育機関、県機関などにおいて、近年の技術革新に対応した知識や技術、最新の理論や研究等について学ぶ。

2 生徒実習

(1) センター実習

高校生を対象に、応用的・先進的な教材や、ICT・産業用機器（AIロボットシステム、電子顕微鏡等）を用いた学習の場を提供し、体験を伴う実習を通して、生徒の学習意欲や学力の向上など学習効果を高める。

(2) 企業実習

企業等の業務を体験的に学習する実習（見学を含む）とセンター実習を併せて実施することにより、相乗的に学習の深化を図り、将来のスペシャリストとして必要な専門性に関する知識・技術を習得する。

(3) 学習合宿

産業教育を学ぶ高校生の進路対策として、学習の場を提供することにより、学習習慣の形成と進学対策及び資格取得の学習効果向上を図る。

(4) 産業教育MIRAIフェア

専門・総合学科等の高等学校に学ぶ生徒が、学習過程及び成果の発表や展示販売等を通じて、表現力やコミュニケーション能力を身に付けるとともに、学科の枠を超えて学び合い交流することで、他学科等の見方・考え方にふれて、新たな価値を創造する意識の高揚を図る。

3 調査研究

学校における教育活動の充実・向上や教育の諸問題の解決を支援するため、児童生徒の学力向上、生徒指導、産業教育及び教職員研修のあり方等についての調査研究を行う。

(1) 教育課題の調査研究

本県教育の今日的な課題や、当センター事業に関する喫緊の課題に対応して、部内外との連携や研究協力者や研究協力校とともに、時代を先取りした調査研究を推進する。

- ・教科、領域等並びに幼年教育に関する研究の推進及び資料等の作成
- ・学校運営や教育の課題を解決するための研修の推進及び資料等の作成
- ・生徒指導、特別支援、教育相談等に関する研究の推進及び資料等の作成
- ・情報教育、産業教育、教育機器の整備活用に関する研究の推進及び資料等の作成

(2) 教職員の研修・養成に関する講座実施と調査研究

<県内外教育養成系大学（学部・大学院）との連携>

信州大学教職支援センター連携事業

長野県教育委員会と信州大学は、連携に関する協定を締結している。

この協定に基づき、当センターと信州大学教職支援センターとの間で「長野県の教育の発展と人材の育成」に寄与するため、教職教育、研修、その他相互に連携及び協力する事項に関して連携協力している。

○教職員研修に関する連携

- ・指定研修並びに希望研修への講師派遣
- ・大学キャンパスでの研修講座の実施（指定研修の選択領域と希望研修）
- ・夏季集中講義への長野県内教職員の受講の承認

○教職員養成に関する連携

- ・信州大学理学部での理科指導法Ⅰにおける専門主事による講義実施
- ・信州大学人文学部での教科指導法特論Ⅰ・Ⅱ（国語、地歴公民、外国語）における専門主事による講義実施

信州大学教職大学院、信州大学教育学部、上越教育大学教職大学院、長野大学との連携講座

専門性を高め、研究の推進を図るために、大学院・大学との連携講座を開設する。

<県内外教育機関との連携>

全国教育研究所連盟（全教連）、関東地区教育研究所連盟（関教連）などとの連携による調査研究を行う。

4 教育情報の提供

学校の教育活動を支援するため、センター内外の研修や教育に関する図書や指導案等の教育資料、教育用コンテンツの活用事例等、教育全般に関わる情報を提供する。

(1) センターホームページを利用した情報提供

ホームページアドレス：www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/

「クリア問題・チャレンジ問題」等や教科教育に関わる各種資料、「生徒指導研修資料」「特別支援教育研修資料」等、教員の仕事の基本や児童生徒の学力向上、生徒指導研修に関するコンテンツを提供する。また、研修講座等センターの諸事業に関する情報を提供する。

〈ホームページ掲載例「教育情報」〉



〈ホームページに掲載する主な情報〉

- ・研修事業の紹介（研修講座案内、教職員研修会サポート、各種様式）
- ・生徒実習事業の紹介（生徒実習、学習合宿、産業教育MIRAIフェア・各種様式）
- ・調査研究事業の紹介（チーム課題研究）
- ・教育情報事業の紹介（教育情報データベース、教科指導用資料、特別支援教育用資料、生徒指導用資料の提供）
- ・教育相談事業の紹介（教育相談案内）

学びの広場

クリア・チャレンジ問題＞
P調査問題・C調査問題＞
休みの課題帳＞
レビュー問題＞
ファイナル・チェック問題＞
オリジナル問題＞
全国学力・学習状況調査問題＞

「学びの広場」

クリア・チャレンジ問題＞
P調査問題・C調査問題＞
休みの課題帳＞
レビュー問題＞
ファイナル・チェック問題＞
オリジナル問題＞
全国学力・学習状況調査問題＞

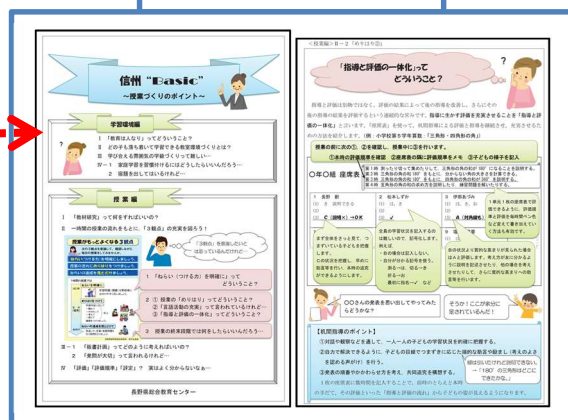
児童生徒の学習内容の定着を確認する場面や家庭学習の課題を想定した問題を提供

信州“Basic”

信州“Basic”

信州“Basic”＞

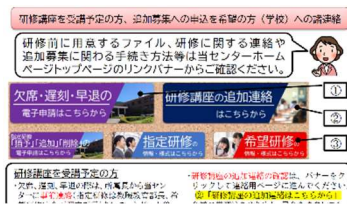
授業づくりのポイントについて、学習環境編、授業編それぞれ5つの視点で提供



(2) インターネットを利用した情報提供

各学校に、センター通信「しのめ」(月1回発行)を提供するとともに、ホームページに掲載する。

〈(例) 2024年しのめ6月号、7月号〉



＜研修に関わる連絡＞



＜研修講座の様子＞



＜教育資料の紹介＞

など

(3) 教育情報資料室や情報展示コーナーにおける情報提供

教育関連図書資料、研修資料等を収集し、教育情報資料室やデータベース等で提供する。

〈閲覧できる主な指導用資料〉

購入図書・雑誌、寄贈図書、教科書、新聞、
研究紀要、シラバス、学習指導案



＜教育情報資料室＞

(4) 視聴覚ライブラリーの活用

ホームページアドレス：www.nn-hsavl.gr.jp/

授業に活用できるDVD・ビデオ等の、県内の教職員への貸出

〈申込み方法〉

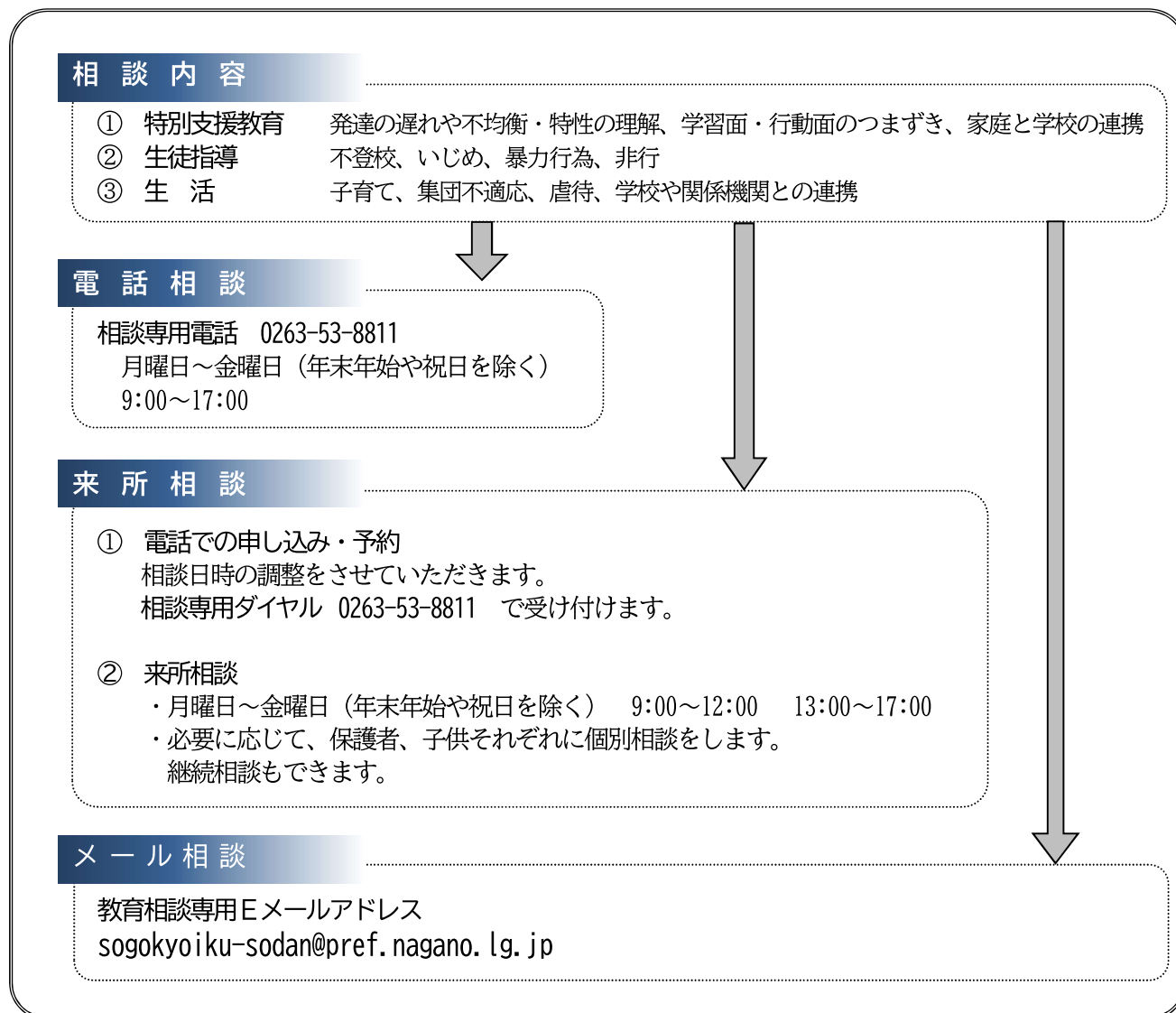
申込み用紙を視聴覚ライブラリーホームページからダウンロードし、FAXで申し込む。

5 教育相談

子供の健やかな成長と発達を願って、児童生徒、保護者、教職員を対象に教育相談を行う。
また、教職員の研究や学校運営上の課題について専門的な相談・支援を行う。

(1) 子供の健やかな成長と発達を願う教育相談

児童生徒、保護者、教職員などを対象とした、不登校、いじめ、学習のつまずきなどに関する相談を行う。



(2) 学校運営や授業づくりに応じた教育相談

教職員を対象とした、児童生徒理解、教材研究、授業研究、ICT活用等に関する教育相談を行う。

学校運営や授業づくりの電話相談 月曜日～金曜日（年末年始や祝日を除く） 9:00～17:00	
○教科指導等	→ 教科教育部：0263-53-8803 0263-51-5400(学校体育担当)
○カリキュラム・マネジメント、図書館教育等	→ 教職教育部：0263-53-8804
○生徒指導・特別支援教育等	→ 生徒指導・特別支援教育部：0263-53-8833(生徒指導) 0263-53-8805(特別支援)
○情報モラル、ICT活用等	→ 情報・産業教育部：0263-53-8806 または 0263-53-8807

長野県総合教育センター関連の条例・規則等

長野県総合教育センター条例（平成8年 条例第17号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野県総合教育センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 教育の充実に資することを目的として、教育関係職員の研修及び生徒の実習を行うとともに、専門的、技術的事項の研究及び調査、情報の収集及び提供並びに教育相談を行うため、長野県総合教育センター（以下「センター」という。）を塩尻市に設置する。

（職員）

第3条 センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

（使用料の納付）

第4条 地方自治法第238条の4第7項の規定による長野県教育委員会の許可を受けてセンターを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第5条 使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第2条に規定する設置の目的に供するため、地方自治法第238条の4第9項の規定により使用の許可を取り消された場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- （1）使用する者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。
- （2）使用の申込みをした者が別の定める日までにその申込みを取り消したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

附則（略）

（別表）（第5条関係）

区 分	金 額		
	午前9時から正午まで	午後零時30分から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
講 堂	6,700 円	10,100 円	16,800 円
第 1 研修室	2,800 円	4,000 円	6,800 円
第 2 研修室	900 円	1,500 円	2,400 円
第 9 研修室			
第 10 研修室			
第 3 研修室	1,000 円	1,500 円	2,500 円
第 4 研修室	900 円	1,400 円	2,300 円
第 5 研修室	1,800 円	2,600 円	4,400 円
第 6 研修室	700 円	1,200 円	1,900 円
第 7 研修室	700 円	1,100 円	1,800 円
第 8 研修室	1,300 円	1,900 円	3,200 円
グ ラ ウ ンド	2時間について500 円		
テニスコート	コート1面2時間について1,000 円		

長野県総合教育センター規則（平成8年教育委員会規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び長野県総合教育センター条例（平成8年長野県条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定により、長野県総合教育センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用を許可する日及び時間）

第2条 条例別表に規定する施設（以下「対象施設」という。）の使用を許可する日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。ただし、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2）日曜日及び土曜日
- （3）12月29日から翌年1月3日まで

2 対象施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第3条 対象施設の使用の許可を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、長野県総合教育センター使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請の受付期間は、使用しようとする日の2月前から使用しようとする日の7日前までとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第4条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は紛失しないこと。
- (2) センター内において他人に迷惑になるような行動をしないこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの秩序の維持についてセンターの長（以下「所長」という。）が定める事項。

(使用許可の取消し)

第5条 教育委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者が前条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条の規定による使用料の減免は、県が主催する事業及び教育委員会が共催する事業に使用するときに行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を得たときは、使用料を減免することができるものとする。

3 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、長野県総合教育センター使用料減免申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第7条第2項第2号に規定する別に定める日は、使用日の7日前の日とする。

2 条例第7条第2項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、長野県総合教育センター使用料還付申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(事業計画)

第8条 所長は、毎年3月末日までに、翌年度の事業計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

第9条 所長は、別に定めるところにより、事業の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、所長が定める。この場合において、教育委員会が特に必要と認める事項については、あらかじめ、その承認を受けなければならない。

附則（略）

長野県公立学校教員研修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条第2項、第23条第1項及び第24条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第2項の規定により、県立の中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の教員並びに市町村立及び学校組合立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員に対して長野県教育委員会が行う研修（海外派遣研修、内地留学研修等を除く。以下同じ。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教員」とは、校長、園長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（市町村（組合を含む）立学校に勤務する講師にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する講師に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(研修の種類)

第3条 長野県教育委員会が行う研修のうち、教員として必要な基本的・専門的知識及び技能を習得するための研修は、長野県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）が実施する。ただし、長野県教育委員会が必要と認める場合は、長野県教育委員会事務局の課長（以下「課長」という。）又は教育事務所長が実施することができる。

2 センター所長が実施する研修は、指定研修及び希望研修とする。

3 指定研修は、年齢、経験年数及び職能に応じてその資質の向上を図るために、教員を指定して実施する研修をいう。

4 希望研修は、教員として必要な基本的及び専門的知識及び技能を習得するために、希望した教員に対して実施する研修をいう。

(研修の区分等)

第4条 研修の区分等は、別表に掲げるとおりとする。

(研修の企画)

第5条 研修の研修課程及び実施計画は、センター所長が定める。

2 研修のうち初任者研修、キャリアアップ研修Ⅰ、キャリアアップ研修Ⅱ及びキャリアアップ研修Ⅲの研修課程等は、前項の規定にかかわらず別に定めるそれぞれの研修実施要綱等による。

(受講者の決定)

第6条 指定研修の受講者は、センター所長、課長又は教育事務所長が指定し、年度当初に、該当する教員の所属する学校又は幼稚園の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

2 希望研修の受講者は、受講を希望し所属長の推薦を得た教員の中から、センター所長が決定し、関係学校長に通知するものとする。

3 所属長は、前各項の指定又は決定があった場合において、止むを得ない事由により当該教員が研修に参加できないと認められるときは、速やかにセンター所長、課長又は教育事務所長に届け出るものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

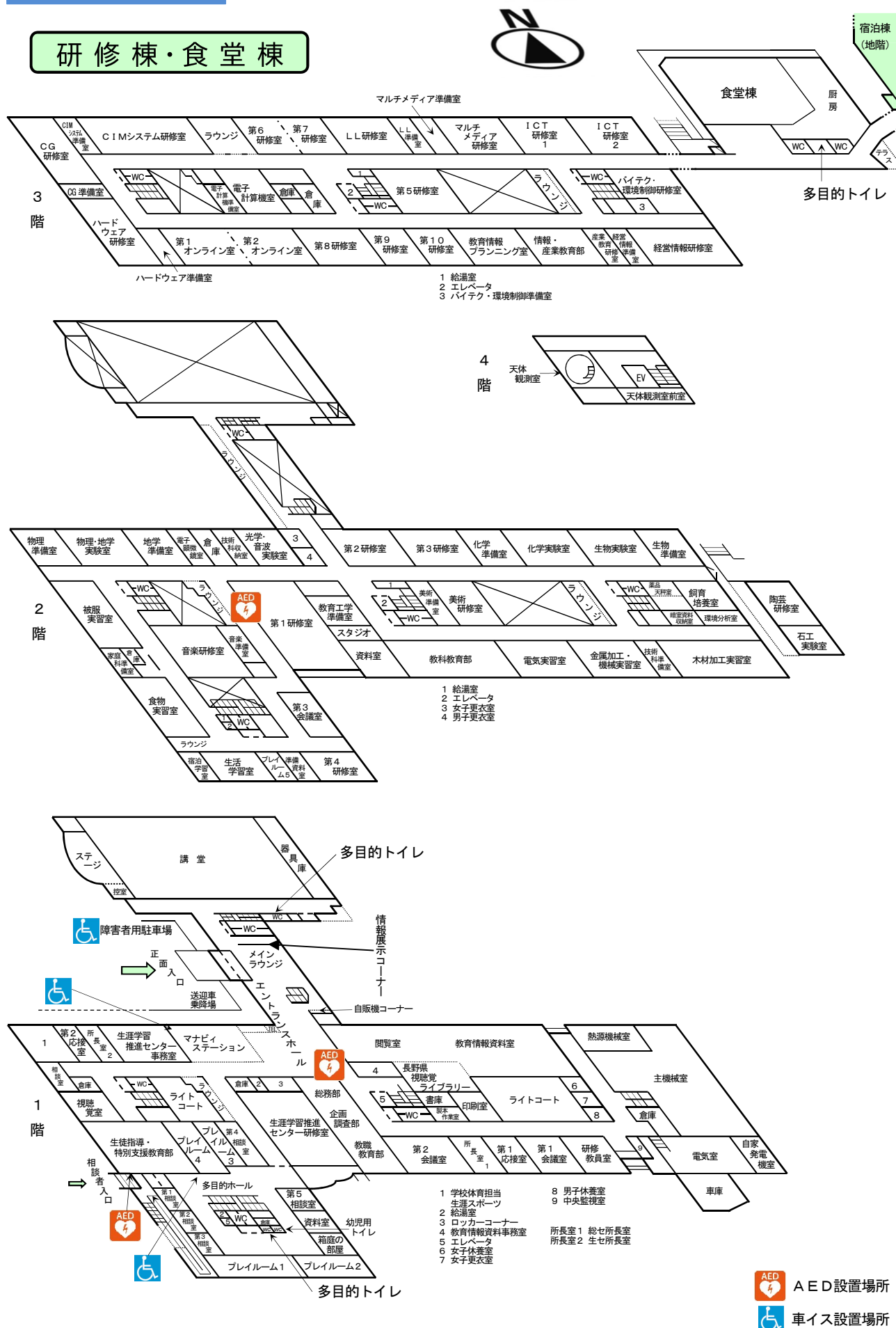
附則（略）

(別表) (第4条関係)

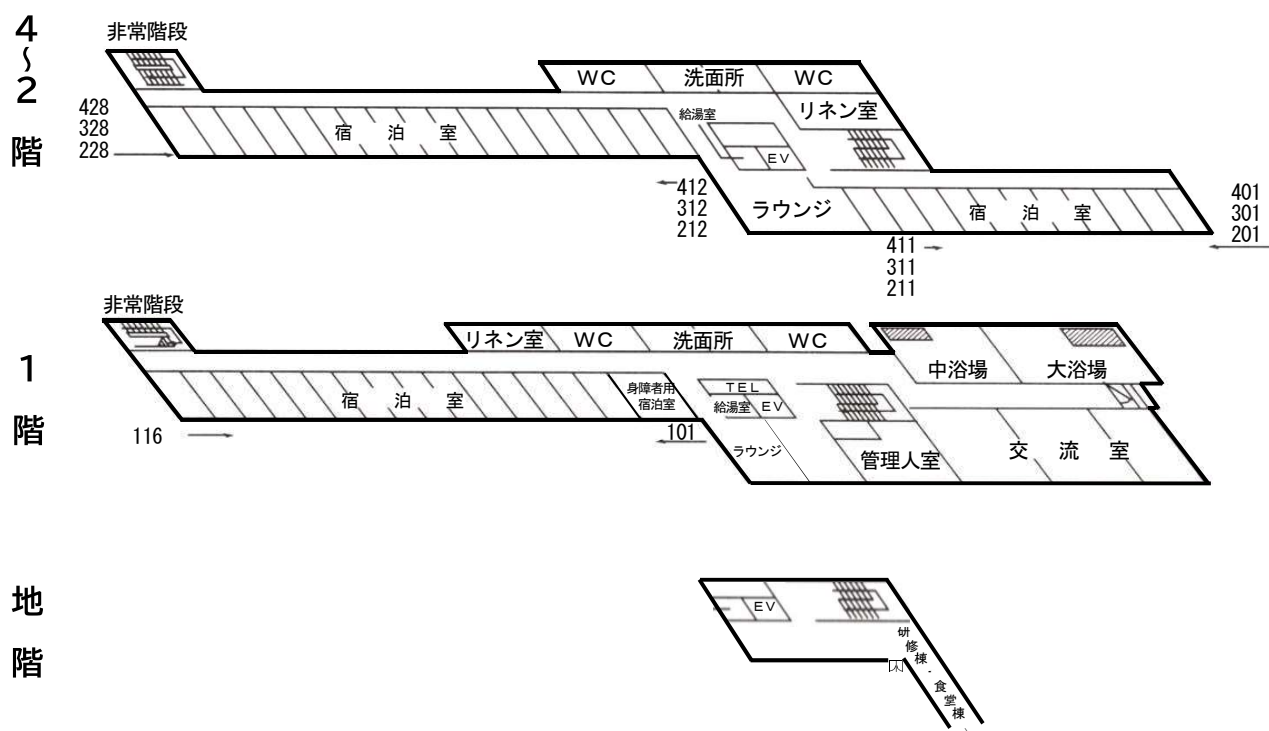
研修の区分		研修の対象者
指定研修	初任者研修	新規採用教員
	キャリアアップ研修Ⅰ	教員経験年数5年程度に該当する教員のうち、センター所長が指定する者
	キャリアアップ研修Ⅱ	教員経験年数10年程度に該当する教員のうち、センター所長が指定する者
	キャリアアップ研修Ⅲ	教員経験年数20年程度に該当する教員のうち、センター所長が指定する者
	校長研修	校長及び園長のうち、センター所長、課長又は教育事務所長が指定する者
	教頭研修	教頭及び副校長のうち、センター所長、課長又は教育事務所長が指定する者
希望研修		受講を希望し、所属長が推薦する教員のうち、センター所長が決定する者

施設・設備

研修棟・食堂棟



宿泊棟 (知新寮)



施設・設備の概要

1 敷地面積 43,424.48 m² (グラウンド 3,900 m²)

2 建物面積 18,647.40 m²

(1) 管理研修棟 RC 3F 15,138.82 m²

(主な研修室の最大収容人数)

講堂(320)、第1研修室(120)、第2研修室(30)、第3研修室(30)、第4研修室(30)、第5研修室(64)、第6研修室(24)、第7研修室(24)、第8研修室(42)、第9研修室(30)、第10研修室(30)、生涯学習推進センター研修室(80)

(2) 食堂 RCW 1F 822.99 m² 100 席

(3) 宿泊棟 RC 4F BC 1 2,479.45 m² 100 室、交流室 宿泊定員 100 名

(4) 陶芸研修室・石工実験室 106.20 m²

(5) その他施設 99.94 m²

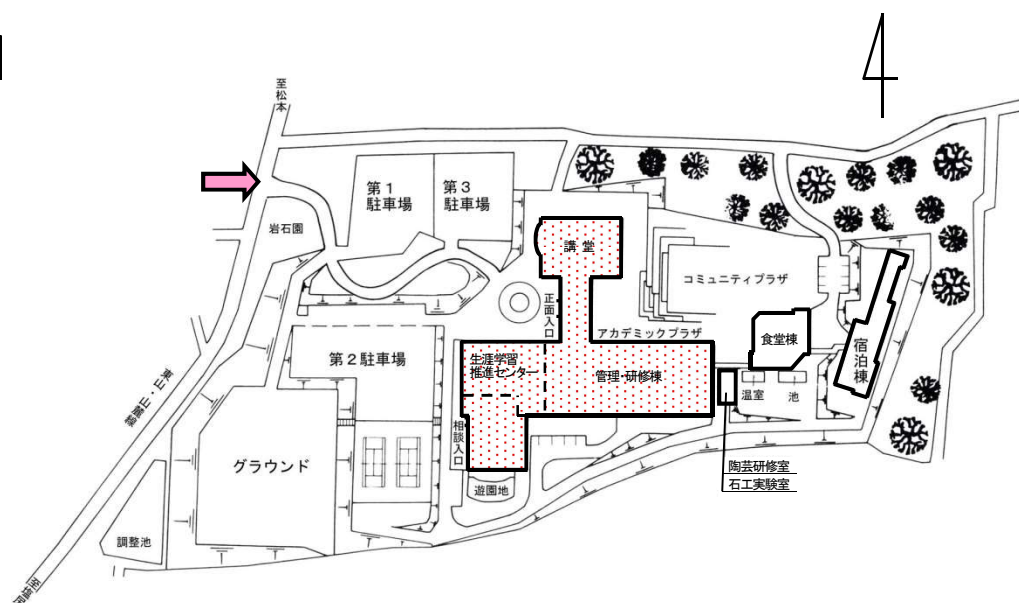
屋外トイレ、プロパンガス庫、ゴミ置き場、温室

北緯 36 度 08 分 56 秒

東経 137 度 59 分 46 秒

標高 817 m

全体図



センターまでの所要時間(距離)

- ・JR塩尻駅からタクシーで約20分(約8km)
- ・JR広丘駅からタクシーで約15分(約6km)
- ・塩尻北ICから自動車で約20分(約8km)
- ・塩尻ICから自動車で約10分(約6km)

なお当センターに停車する路線バスはありません

